

新旧対照表(案)

【税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号) 記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">携帯品・別送品申告書(C-5360)</p> <p><申告書A面></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入国(帰国)時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「同伴家族」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。 2. 「搭乗機(船舶)名」欄には、入国(帰国)の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「出発地」欄には、<u>出発地の都市名をそれぞれ記入する。</u> 3. 「下記に掲げるものを持っていますか？」欄には、入国(帰国)の際に持ち込むもので、<u>から</u>までの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。 4. 「100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。 5. 入国(帰国)時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「別送品」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。 <p><申告書B面></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「入国時に携帯して持ち込むもの」欄には、入国(帰国)時に携帯して持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水(乗組員にあっては酒類、たばこ、のり及び時計)以外の物品で1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下(乗組員にあっては1,000円以下)のものについては、記入不要。 2. 「価格」欄には、1品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。 	<p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">携帯品・別送品申告書(C-5360)</p> <p><申告書A面></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (同左) 2. 「搭乗機(船舶)名・<u>出発地</u>」欄には、入国(帰国)の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名と<u>出発地の都市名</u>を記入する。 3～5 (同左) <p><申告書B面></p> <ol style="list-style-type: none"> 1及び2 (同左)